



基 発 第 0330002 号
平成 19 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則第 9 5 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部
を改正する告示の適用について

今般、労働安全衛生規則第 9 5 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部
を改正する件（平成 19 年厚生労働省告示第 111 号）が公示され、改正後の労働安全衛
生規則第 9 5 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告
示第 25 号。以下「告示」という。）が本年 4 月 1 日から適用されることとなった。

ついては、これに係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」
という。）第 9 5 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）に
ついて、関係者への周知徹底を図るとともに、下記事項に十分留意し、その運用に遺漏の
ないようにされたい。

記

1 有害物ばく露作業報告の対象となる物（告示第 1 条関係）

平成 19 年度においては、次の表の左欄に掲げる物及びこれらを含有する製剤その他
の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。）について、
有害物ばく露作業報告の対象とすること。

また、改正前の告示において定められていたエピクロロヒドリン等 5 物質については、
報告の必要はなくなるものであること。

物	含有量 (重量パーセント)
2, 3-エポキシ-1-プロパノール（労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）別表第 9 第 90 号）	0.1 パーセント未満
塩化ベンゾイル（令別表第 9 第 102 号）	1 パーセント未満
オルトトリルイジン（令別表第 9 第 406 号に掲げるもののうち、オルト異性体のもの。）	0.1 パーセント未満

クレオソート油（令別表第9第140号）	0.1パーセント未満
1, 2, 3-トリクロロプロパン（令別表第9第392号）	0.1パーセント未満
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）（令別表第9第418号に掲げるもののうち、ニッケル及びニッケルカルボニルを除いたもの。）	0.1パーセント未満
^ひ 砒素及びその化合物（三酸化 ^ひ 砒素を除く。）（令別表第9第458号に掲げるもののうち、三酸化 ^ひ 砒素を除いたもの。）	0.1パーセント未満
フェニルオキシラン（令別表第9第469号）	0.1パーセント未満
^{ふっ} 弗化ビニル（令別表第9第486号）	0.1パーセント未満
ブロモエチレン（令別表第9第498号）	0.1パーセント未満

2 報告の期日等（告示第2条関係）

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間に係る有害物ばく露作業報告は、本年6月30日までに行わなければならないこと。

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成十八年厚生労働省告示第二十五号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物） 第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。）とする。		（労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物） 第一条 労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次に掲げる物及び次に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物とする。	
物	含有量 (重量パーセント)	一 エピクロロヒドリン	二 塩化ベンジル
二・三・エポキシエープロパノール	〇・一パーセント未満	三 一・三・ブタジエン	四 ホルムアルデヒド
塩化ベンゾイル	一パーセント未満	五 硫酸ジエチル	
オルトトルイジン	〇・一パーセント未満		
クレオソート油	〇・一パーセント未満		
一・二・三トリクロロプロパン	〇・一パーセント未満		
ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除く。）	〇・一パーセント未満		
砒素及びその化合物（三酸化砒素を除く。）	〇・一パーセント未満		
フェニルオキシラン	〇・一パーセント未満		
弗化ビニル	〇・一パーセント未満		
ブromoエチレン	〇・一パーセント未満		

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

（有害物ばく露作業報告の対象及び期日）

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量（同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、同年六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。＞

第二条 事業者は、その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条各号に掲げる物の量（前条各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同条各号に掲げる物の量を含む。）が五百キログラム以上となったときは、その年の六月三十日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。ただし、当該報告書に記載する事項が、過去に同条の規定により提出された報告書に記載された事項とおおむね同一であるときは、この限りでない。